埼玉県指定　診療・検査医療機関

○　10月24日時点で**1,302医療機関**を指定しており、県HPの検索システムにおいて、誰でも容易に検索できるようにしている

○　検索システムには、運用を開始した12月から9月末までの累計で**約145万件のアクセス**があった

○　いわゆる第５波のピーク時の8月においても、検査数の8割以上を診療・検査医療機関が検査を実施

○　お盆の時期も、多くの診療・検査医療機関に休まず対応していただいた

		病院＋診療所＋行政				
		診療・検査医療機関	診療・検査医療機関以外	行政（衛研＋4市HC）	計	診療・検査医療機関での検査実施割合
8月10日	**火**	**9,018**	**1,535**	**252**	**10,805**	**83.5%**
8月11日	水	6,859	1,097	55	8,011	85.6%
8月12日	木	5,964	1,160	187	7,311	81.6%
8月13日	金	6,125	1,003	151	7,279	84.1%
8月14日	土	4,742	640	86	5,468	86.7%
8月15日	日	2,580	264	210	3,054	84.5%
8月16日	**月**	**8,892**	**1,787**	**235**	**10,914**	**81.5%**
8月17日	火	7,826	1,373	234	9,433	83.0%
8月18日	水	6,942	1,147	339	8,428	82.4%
8月19日	木	6,873	1,046	346	8,265	83.2%
8月20日	金	7,667	1,264	363	9,294	82.5%
8月21日	土	5,778	897	100	6,775	85.3%
8月22日	日	2,135	347	232	2,714	78.7%
8月23日	**月**	**9,226**	**1,637**	**257**	**11,120**	**83.0%**
8月24日	火	7,215	1,384	151	8,750	82.5%
8月25日	水	6,022	1,322	357	7,701	78.2%
8月26日	木	6,617	1,257	156	8,030	82.4%
8月27日	金	6,671	1,253	381	8,305	80.3%

過去最多

2-H191-2

診療・検査体制確保への御礼とお願い

秋晴の候、先生方には、益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから、本県の地域医療の推進、新型コロナウイルス感染症対策に格別の御理解・御尽力を賜り、心より御礼申し上げます。

過去最大の新規陽性者数を記録した第５波も、ようやく落ち着きが見えてまいりました。診療・検査医療機関の先生方には、感染爆発とも言える状況の中、地域の診療・検査体制を力強く支えていただき、県内の検査数が過去最大（１０月５日集計時点）となった８月２３日には、検査数の約８割に当たる９，２２６件の検査を診療・検査医療機関で担っていただきました。また、御協力いただいている医療機関数も継続的に伸びており、現在では１，２５２機関にも上っています。改めまして、厚く御礼申し上げます。

今や県民にとってなくてはならない存在となっている診療・検査医療機関の先生方に御協力をいだたき、今後も新型コロナウイルス感染症の収束に向け全力で取り組んでまいります。

さて、今冬に向けては、国から９月２８日付けで事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」が発出され、昨年と同様に、季節性インフルエンザの流行を見据えた相談・診療・検査体制の整備が求められたところです。

これまで、県では県医師会と連携し、厚生労働大臣に対し、広く公表されている診療・検査医療機関への財政的なインセンティブを強く要望してまいりましたが、この度、感染疑いの発熱患者等の診察に対応することを自治体のホームページ等で公表した医療機関に限り、診療報酬が令和３年９月２８日から令和４年３月３１日まで引き上げられることになりました。これにより、本県においては全ての診療・検査医療機関が診療報酬引き上げの対象となります。

さらに、国から診療・検査医療機関への個人防護具（ＰＰＥ）の配布についても、再開されることになっております。

是非これらの支援を最大限に御活用いただき、引き続き診療・検査体制の確保につきまして御協力をお願いいたします。

また、診療・検査医療機関の指定を受けておられない医療機関の先生方におかれましては、指定申請は現在も受け付けておりますので、申請の御検討をお願いいたします。

令和３年１０月吉日

埼玉県知事 大野元裕

保政第１００６－１号
令和３年１０月８日

埼玉県医師会
会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　関本　建二

次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

おかげをもちまして、「埼玉県指定 診療・検査医療機関」（発熱患者の診療・検査を行い、県ホームページで医療機関名等を公表する医療機関）については多くの医療機関の御協力をいただき、現在では目標の 1,200 を超える 1,252 機関を指定させていただいております。重ねて御礼申し上げます。

さて、今年の秋冬の季節性インフルエンザ流行を見据えた診療・検査体制の整備については、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から令和３年９月２８日付け事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（別添）のとおり示され、基本的に現在の体制を維持していくこととなっています。

この事務連絡に基づき、埼玉県指定 診療・検査医療機関は下記のとおり診療報酬の引き上げの対象となるとともに、国から個人防護具（ＰＰＥ）の支給を受けることができるようになりました。

是非これらの支援を最大限に御活用いただき、引き続き診療・検査体制の確保につきまして御協力をお願いいたします。

また、指定を受けておられない医療機関の先生方におかれましては、この度の支援の拡充も踏まえ、指定をお受けいただくことの御検討をお願いいたします。

なお、本件については県内医療機関あて個別に郵送でも御連絡しておりますが、貴会からも各郡市医師会あて御周知をお願いいたします。

記

１　診療・検査医療機関に対する支援の拡充

（１）診療報酬上の特例的な対応

診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合、院内トリアージ実施料（300 点）に加えて、二類感染症患者入院診

裏面へ続く

療加算（250点）を算定することが可能。
※詳細は、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」（令和３年９月２８日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添の問１及び問２を御参照ください。当該事務連絡は、以下で御覧いただけます。
https://www.mhlw.go.jp/content/000837003.pdf

（２）個人防護具（ＰＰＥ）の配布

国から診療・検査医療機関に対し、サージカルマスク、Ｎ９５等マスク、フェイスシールド、長袖ガウン、手袋を配布。
※詳細は、以下を御覧ください。
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/corona-sitei/top.html#PPE

※　診療・検査医療機関の指定を受けておられない医療機関が指定をお受けになる場合は、以下の「指定申請マニュアル」を参考にお手続きください。
https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/179215/shiryou3_shinseimanual_ver3.pdf

担　当　保健医療政策課
伊佐山・中村・渡邉
電　話　０４８－８３０－７５０８
メール　a7500-12@pref.saitama.lg.jp

事　務　連　絡
令和３年９月 28 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）

今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、特に手厚い感染症対策が必要であること等を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱いについて次のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションに対し周知徹底を図られたい。

なお、本年10月以降、医療機関等による感染拡大防止対策への支援として、年末までのかかり増し経費を別途補助する予定であることを申し添える。

記

１．小児の外来診療等に係る措置について

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その 31）」（令和２年 12 月 15 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の１及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その 35）」（令和３年２月 26 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の１により、令和３年９月診療分まで実施している小児の外来診療等に係る特例的な評価については、同年 10 月診療分から令和４年３月診療分までの取扱いとして、以下の取扱いとする。

（１）保険医療機関において、６歳未満の乳幼児に対して、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、医科点数表の「A000 初診料」、「A001 再診料」、「A002 外来診療料」、「B001-2 小児科外来診療料」又は「B001-2-11 小児かかりつけ診療料」を算定する場合、現行の要件を満たせば算定できる加算に加えて、「A001 再診料」注 12 に規定する「地域包括診療加算１」

の２倍に相当する点数（50 点）をさらに算定できることとすること。

（２）保険医療機関において、６歳未満の乳幼児に対して、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、歯科点数表の「A000 初診料」又は「A002 再診料」を算定する場合、現行の要件を満たせば算定できる加算に加えて、「A000 初診料」注９に規定する「歯科外来診療環境体制加算２」に相当する点数及び「A002 再診料」注８に規定する「再診時歯科外来診療環境体制加算１」に相当する点数を合算した点数（28 点）をさらに算定できることとすること。

（３）保険薬局において、６歳未満の乳幼児に係る調剤に際し、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で、必要な薬学的管理及び指導を行い、「薬剤服用歴管理指導料」又は「かかりつけ薬剤師指導料」を算定する場合、現行の要件を満たせば算定できる加算に加えて、「01 調剤料」注３に規定する「向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤した場合」に係る加算に相当する点数から「00 調剤基本料」注７に規定する点数に相当する点数を減算した点数（６点）をさらに算定できることとすること。

２．その他の診療報酬の取扱いについて

別添のとおりとする。

（別添）

医科診療報酬点数表関係

問１　「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和３年９月 28 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）における「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その９）」（令和２年４月８日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「４月８日事務連絡」という。）の２（２）における二類感染症患者入院診療加算（250 点）の算定について、どのように考えればよいか。

（答）４月８日事務連絡の１に示す院内トリアージ実施料（300 点）とは別に、上記の診療・検査医療機関で外来診療を実施した場合でも当該加算を算定できる。なお、この取扱いは、本事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 63））の発出日以降適用され、令和４年３月 31 日までの措置とする。

問２　問１において、「診療・検査医療機関として･･･その旨が公表されている保険医療機関」とあるが、どのようなものをいうのか。

（答）診療・検査医療機関として、自治体のホームページで公表されている保険医療機関をいう。なお、令和３年 10 月 31 日までの間は、当該保険医療機関のホームページ等において、診療・検査医療機関である旨を公表していることをもって、自治体による公表に代えて差し支えない。

問３　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の３第２項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者（以下「自宅・宿泊療養を行っている者」という。）に対して、当該患者又はその看護に当たっている者から新型コロナウイルス感染症に関連した訴えについて往診を緊急に求められ、速やかに往診しなければならないと判断し往診を実施した場合、あるいは、新型コロナウイルス感染症に関連した継続的な診療の必要性を認め訪問診療を実施した場合において、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 19）」（令和２年５月 26 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「５月 26 日事務連絡」という。）の１（２）に示される救急医療管理加算１の 100 分の 300 に相当する点数（2,850 点）の算定について、どのように考えればよいか。

（答）当該点数については、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、往診料又は在

個人防護具（PPE）等の配布

1　国から無償配布される個人防護具（ＰＰＥ）の種類 注1）

サージカルマスク、Ｎ９５等マスク、フェイスシールド、長袖ガウン、手袋

2　配布時期（今シーズンは４回の予定です）

一斉配布	1回目(11,12月分)	2回目(1月分)	3回目(2月分)	4回目(3月分)
配布予定時期	10月下旬	１２月中	1月中	2月中

（手続き不要）

3　配布数量の目安 注2）

【固定分】１施設当たり医師１名、看護師２名、事務員等３名と仮定

医師、看護師

サージカルマスク、Ｎ９５等マスク、フェイスシールド：１日に１人１枚

長袖ガウン：　１日に１人２枚

手袋：検査１件につき１人１双（毎回交換）

事務員

サージカルマスク：１日に１人１枚

固定分１か月分（目安）

- ○サージカルマスク　180枚
- ○Ｎ９５等マスク　90枚
- ○フェイスシールド　90枚
- ○長袖ガウン　180枚
- ○手袋　1,000枚

【変動分】県の在庫量や検査の状況などを踏まえ、国の定めた範囲内で配布数量を調整

4　その他

・調達が難しく不足が生じた場合は、原則G-MISを使用し緊急要請すれば随時配布

・不要、一時停止の場合は電話で連絡

（電話
感染症対策課　048-830-7500　薬務課　048-830-3640）

注１）日本環境感染学会、国立感染症研究所、日本感染症学会等のガイドラインの推奨　注２）令和３年９月２８日付け厚生労働省医政局経済課事務連絡

各都道府県における「診療・検査医療機関」の周知方針の状況（令和３年10月7日時点）

公表資料案

○　各都道府県における「診療・検査医療機関」の周知方針を「全ての医療機関名を公表」、「一部の医療機関名を公表」、「令和３年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中」に分類。
　なお、「令和３年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中」とした都道府県については、令和３年10月末までに公表を実施予定。
○　医療機関名を公表している都道府県については、当該医療機関名が掲載されているＨＰのＵＲＬも記載。
○　医療機関名の公表の有無にかかわらず、地域の医療機関や医師会、受診・相談センター等の関係機関より適切に相談や紹介を実施。

都道府県名	周知方針	都道府県名	周知方針	都道府県名	周知方針
01北海道	一部の医療機関名を公表 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/youkou.html	18福井県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中	34広島県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中
		19山梨県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中	35山口県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中
02青森県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中	20長野県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中	36徳島県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中
03岩手県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中	21岐阜県	一部の医療機関名を公表 https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/25920.html	37香川県	一部の医療機関名を公表 https://www.pref.kagawa.lg.jp/yakumukansen/kansensyoujouhou/topics/whpkt6201102100630.html
04宮城県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中				
05秋田県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中	22静岡県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中	38愛媛県	一部の医療機関名を公表 https://www.pref.ehime.jp/h25500/shiteihp.html
06山形県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中	23愛知県	一部の医療機関名を公表 https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html		
07福島県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中			39高知県	全ての医療機関名を公表 https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130401/cov19_kensakyouryoku.html
08茨城県	一部の医療機関名を公表 https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/kansen/idwr/information/other/documents/corona-soudan.html	24三重県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中		
		25滋賀県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中	40福岡県	一部の医療機関名を公表 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shinryo-kensa-kohyo.html
09栃木県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中	26京都府	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中		
10群馬県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中	27大阪府	一部の医療機関名を公表 https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/sinryokensa.html	41佐賀県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中
11埼玉県	全ての医療機関名を公表 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/hpsearch.html			42長崎県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中
		28兵庫県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中	43熊本県	一部の医療機関名を公表 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/30/59582.html
12千葉県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中	29奈良県	一部の医療機関名を公表 https://www.pref.nara.jp/55615.htm		
13東京都	一部の医療機関名を公表 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/soudan/hatsunetsugairai.html			44大分県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中
		30和歌山県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中	45宮崎県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中
14神奈川県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中	31鳥取県	一部の医療機関名を公表 https://www.pref.tottori.lg.jp/289705.htm	46鹿児島県	一部の医療機関名を公表 https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kenko-fukushi/kenko-iryo/kansen/kansensho/covid-19_aratanainyoutekiyoutaisei.html
15新潟県	一部の医療機関名を公表 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/corona-sinryo-kensa.html				
		32島根県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中		
16富山県	一部の医療機関名を公表 https://www.pref.toyama.jp/120507/kurashi/soudanshisetsu/madoguchi/kenkouiryou/kj00021473.html	33岡山県	一部の医療機関名を公表 https://www.pref.okayama.jp/page/645925.html#hatsunetsu	47沖縄県	一部の医療機関名を公表 https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/kansen/iryou/hatunetsugairai.html
17石川県	令和3年10月中の公表に向けて関係機関間で調整中				

※「全ての医療機関名を公表」･･･全ての「診療・検査医療機関」について、都道府県のHP等で公表。
※「一部の医療機関名を公表」･･･設置報告等の際に医療機関名の公表について同意のあった「診療・検査医療機関」について、都道府県のHP等で公表。

年末年始（Ｒ３年度）の診療・検査体制（案）

R3.10.18 現在

１　年末年始期間

令和３年１２月２９日（水）～令和４年１月３日（火）

２　期間中の診療・検査体制

（１）年末年始期間の診療日等を検索システムに掲載（Ｒ３お盆期間と同様）

○　全診療・検査医療機関あて、年末年始期間の診療日等を照会。

○　回答のあった情報を検索システムに掲載。

⬇ 対応機関が少ない場合

（２）郡市医師会ごとに特別な診療・検査体制を構築（Ｒ２年末年始、Ｒ３ GWと同様）

○　保健所を通じて、各郡市医師会へ期間中の特別な診療・検査体制の構築を依頼。

○　発熱外来ＰＣＲセンターの業務を再委託した場合の委託料を県からお支払い。
１医療機関あたり１日 154,840 円　※県保健所所管の地域に限る

○　希望する郡市医師会には、期間中にＰＣＲ検査を行う民間検査機関を紹介。

○　特別な体制に参加する医療機関名は原則公表せず、発熱患者が確実に受診できるよう、医療機関名及び連絡先などの情報を、県受診・相談センター、県民サポートセンター、各保健所及び市町村と共有。
※検索システムで公表されている医療機関が、特別な体制に参加することは可

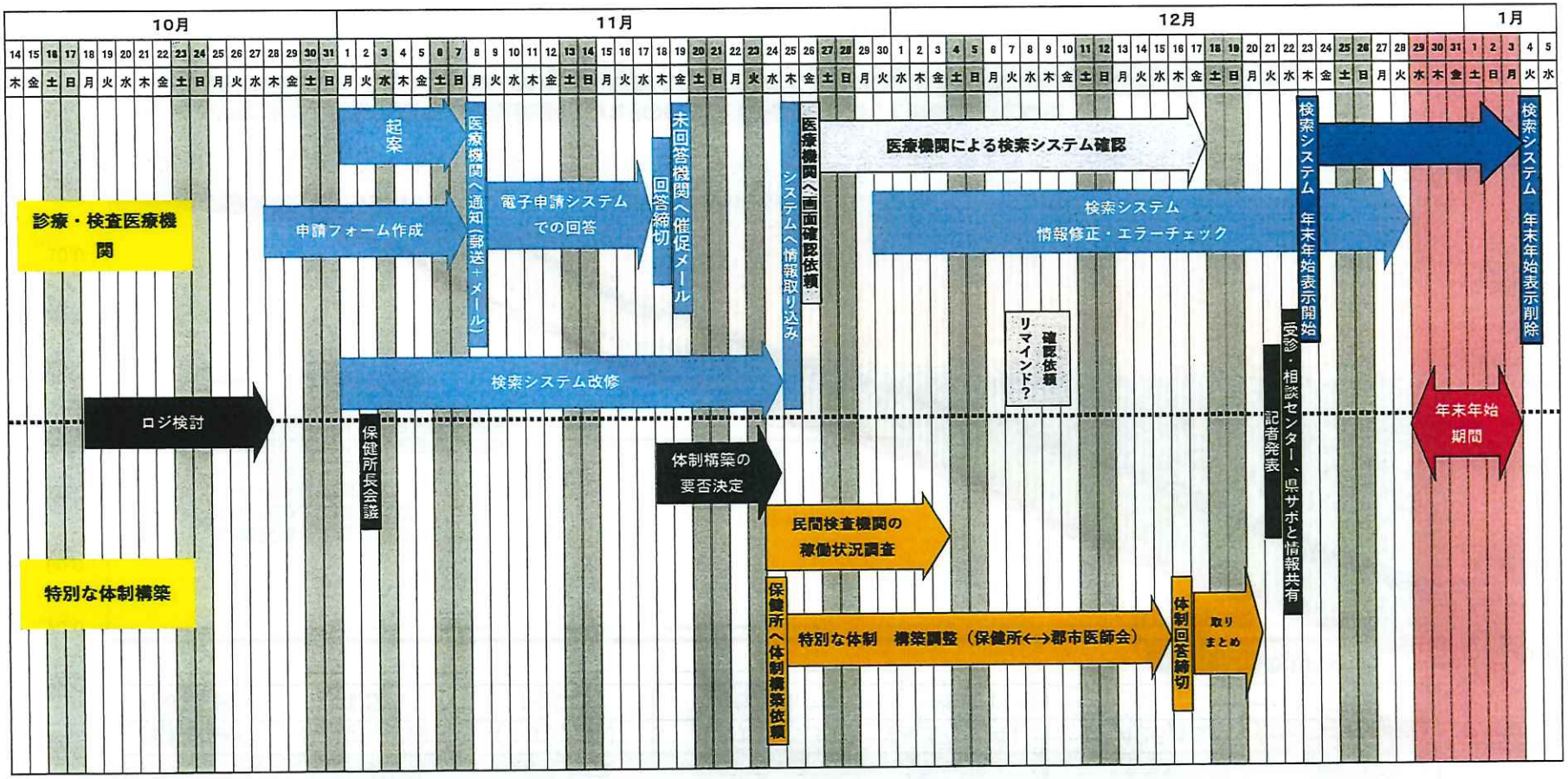
３　スケジュール案

１０月末まで　　郡市会長会議で説明
１１月　８日（月）診療・検査医療機関あて年末年始の診療日等照会
１１月１８日（木）年末年始の診療日等回答締切

⬇ 対応機関が少ない場合

１１月２４日（水）特別な体制構築調整　保健所へ依頼
１２月１６日（木）特別な体制構築調整　回答締切
１２月２０日（月）回答とりまとめ、感染症対策課へ提供
１２月２１日（火）知事記者会見
１２月２３日（木）検索システムで公表開始、各ＨＰ年末年始バージョンに
１月　４日（水）システム公表終了

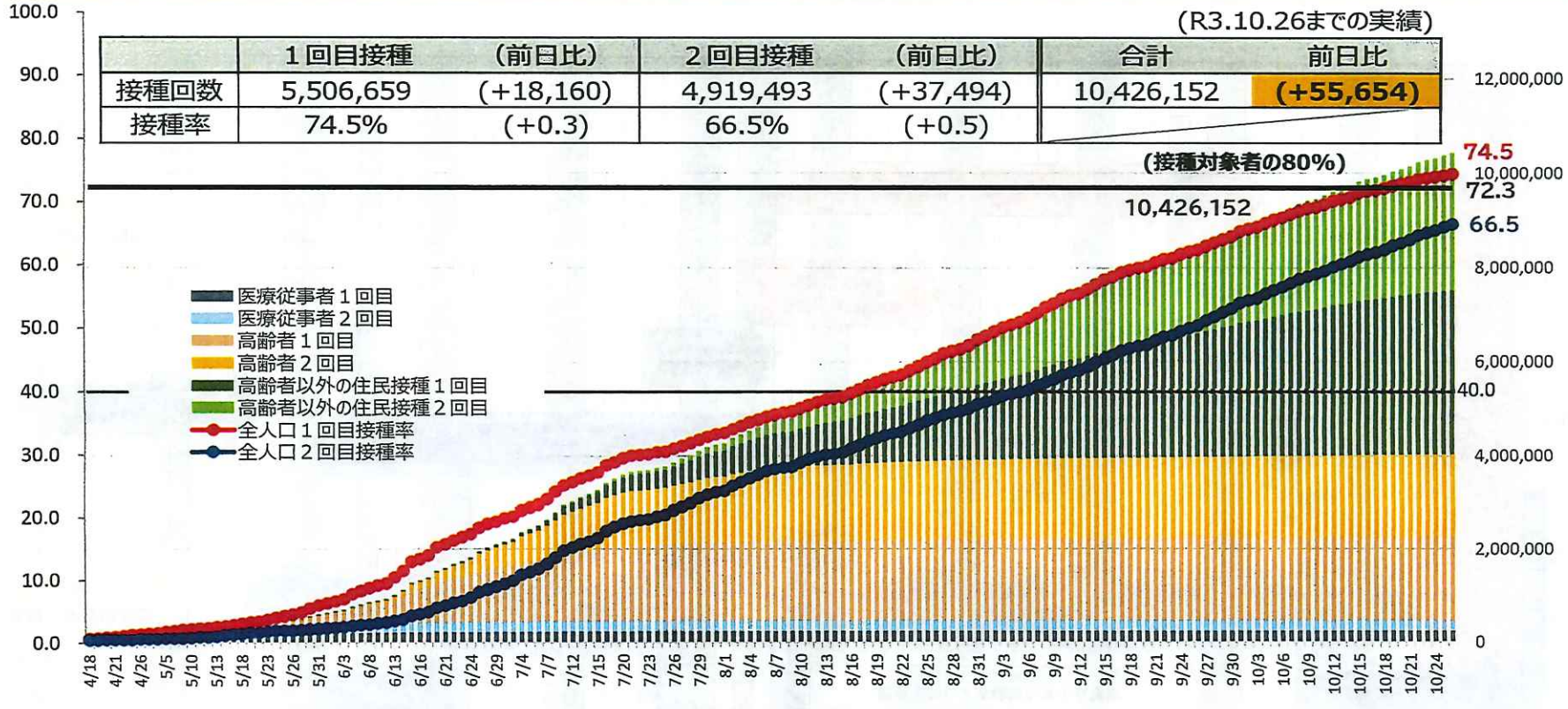
年末年始の診療・検査体制　事務スケジュール



新型コロナワクチンの接種実績

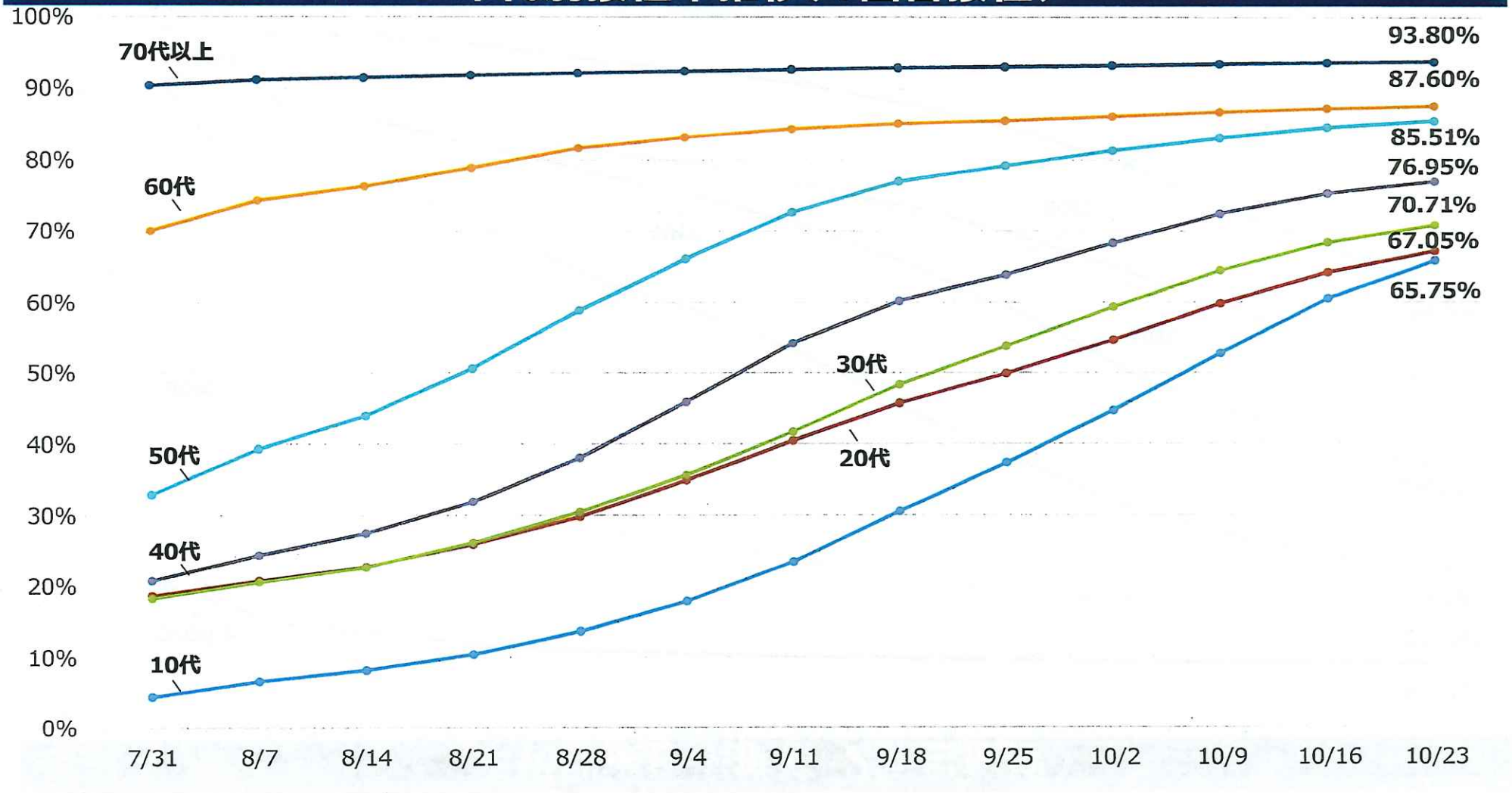
(R3.10.26までの実績)

	1回目接種	(前日比)	2回目接種	(前日比)	合計	前日比
接種回数	5,506,659	(+18,160)	4,919,493	(+37,494)	10,426,152	(+55,654)
接種率	74.5%	(+0.3)	66.5%	(+0.5)		

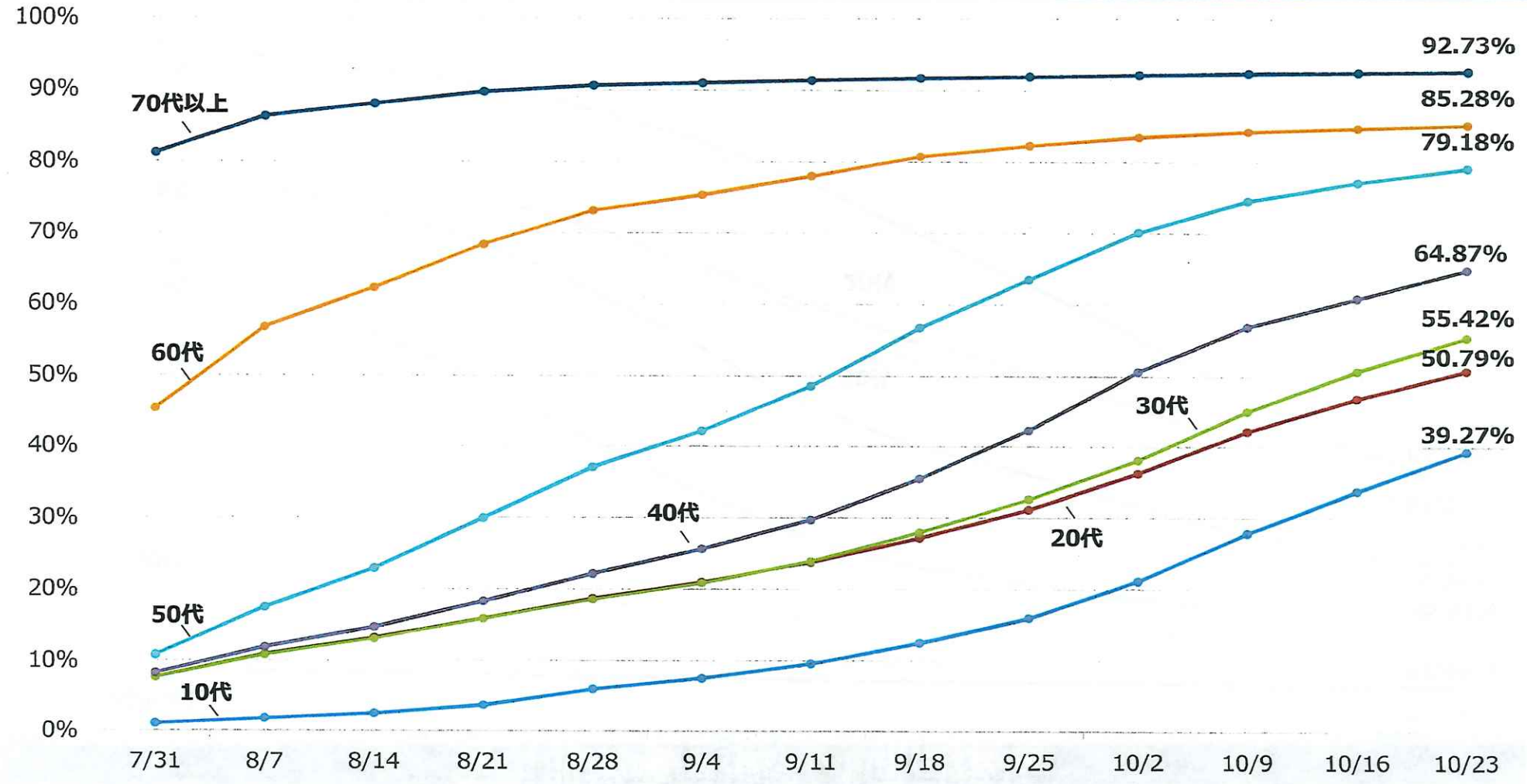


※ V-SYSにおける医療従事者の接種実績と、VRSの住民接種実績を合算して接種回数を算出
接種率は、便宜上、R3.1.1時点の埼玉県の住基人口(739万3,799人)に対する、表中の接種回数の割合から算出

年代別接種率推移（１回目接種）



年代別接種率推移（2回目接種）



保政第１０７３号
令和３年10月21日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　関本　建二
（　公　印　省　略　）

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会における
審議を受けた対応について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省健康局健康課予防接種室から標記について周知依頼がありました。

つきましては、各郡市医師会長に対し、会員医療機関に本通知の内容を御周知いただくよう御連絡をお願いいたします。

記

１　審議の内容

10月15日に開催された第70回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において、10代及び20代の男性（以下「若年男性」）については、新型コロナウイルスに感染した場合に合併して発症する心筋炎等の発生頻度よりは低いものの、ファイザー社ワクチンに比べて武田／モデルナ社のワクチンの接種後に生じる心筋炎等の発生頻度が高いことから、十分な情報提供の上、ファイザー社のワクチンの接種も選択することができると見解が示されました。

２　ファイザー社製ワクチンの接種機関における若年男性への対応について

他機関で武田／モデルナ社製ワクチンの接種を受ける予定だった若年男性から、ファイザー社製ワクチンの接種を受けたい旨の相談があった場合には、本人が接種を受けられるよう適切に御対応をお願いいたします。

10代 20代の男性の方

なお、すでにモデルナ社製ワクチンの１回目接種を受けていても、２回目の接種について本人がファイザー社製ワクチンの接種を希望する場合には、ファイザー社製ワクチンの接種を認めることができます。この場合において、２回目の接種におけるファイザー社製ワクチンの使用可否については、当該若年男性に係る予診の際に御判断をお願いいたします。

３　その他

交互接種が認められるのは若年男性であり、10 代及び 20 代の女性やその他の年代の方はこれまでと同様に同一のワクチンを接種することが原則となります。

担　当　新型コロナウイルスワクチンチーム
接種調整担当　伊佐山・藤田・中村
電　話　０４８－８３０－７５０８
メール　a7500-01@pref.saitama.lg.jp

（別添３）

2021年10月15日

10代・20代の男性と保護者の方へのお知らせ



厚生労働省

新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎について

ファイザー社と武田／モデルナ社の新型コロナワクチン接種後に、ごくまれに、心筋炎・心膜炎を発症した事例が報告されています。特に10代・20代の男性の2回目の接種後4日程度の間に多い傾向があります。

■10代・20代の男性も、引き続きワクチンの接種をご検討ください。

○新型コロナウイルス感染症に感染した場合にも、心筋炎・心膜炎になることがあります。感染症による心筋炎・心膜炎の頻度に比べると、ワクチン接種後に心筋炎・心膜炎になる頻度は低いことがわかっています。

○新型コロナワクチンは、発症予防効果などの接種のメリットが、副反応などのデメリットよりも大きいことを確認して、広さまに接種をおすすめしています。しかしながら、ワクチン接種は、あくまでご本人の意思に基づき受けていただくものです。ご本人が納得した上で、接種をご判断ください。

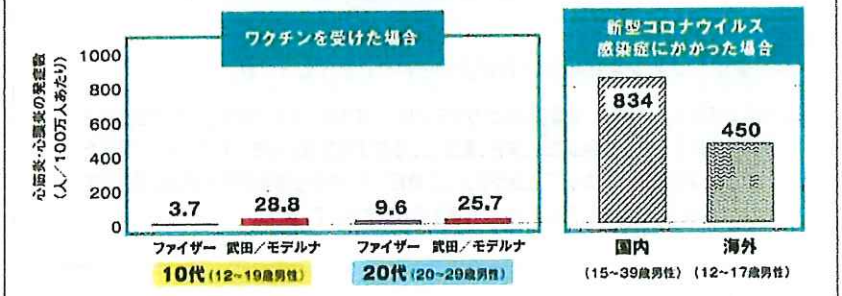
■10代・20代の男性は、ファイザー社のワクチンの接種も選択できます。

○10代・20代の男性では、武田／モデルナ社のワクチンより、ファイザー社のワクチンの方が、心筋炎・心膜炎が疑われた報告の頻度が低い傾向がみられました。

○武田／モデルナ社のワクチンを予約中の方も、武田／モデルナ社のワクチンを1回目にすでに接種した方も、ファイザー社のワクチンを希望する場合は、予約を取り直していただければ、ファイザー社のワクチンを受けられます。

○なお、ご本人または保護者が希望する場合には、武田／モデルナ社のワクチンを受けることもできます。

〈 心筋炎・心膜炎が疑われた報告頻度の比較（男性）〉



出典：第70回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和3年度第10回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（令和3年10月15日開催）資料

ワクチン接種後4日程度の間に胸の痛み、動悸（どうき）、息切れ、むくみなどの症状がみられた場合は、速やかに医療機関を受診して、ワクチンを受けたことを伝えてください。

○こうした症状は、心筋炎・心膜炎の典型的な症状です。ただし、そのほかの原因でもこれらの症状となることがあります。医師の診察を受けましょう。

○心筋炎・心膜炎と診断された場合は、一般的には入院が必要となりますが、多くは安静によって自然回復します。

〈 日本国内の10代・20代で、ワクチン接種後に心筋炎・心膜炎が疑われた報告頻度 〉

（ワクチンを受けた100万人あたり）

年齢	男性		女性	
	ファイザー社	武田／モデルナ社	ファイザー社	武田／モデルナ社
12～19歳	3.7	28.8	2.2	0.0
20～29歳	9.6	25.7	1.1	1.4

※1回目接種後と2回目接種後の報告の合計値より算定（令和3年10月15日報告時点）

Q：10代・20代の男性以外でも武田／モデルナ社ワクチンの方が、心筋炎・心膜炎が多いのでしょうか。

A：令和3年10月15日時点における解析では、10代・20代男性以外の報告頻度については、ワクチン間に差はありません。
最新の値や他の年代の報告頻度は、ホームページをご覧ください。

厚生労働省 新型コロナワクチンQ&A：
https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0079.html ➡

Q：若者はワクチンを打たない方がよいということでしょうか。

A：日本で接種が行われている新型コロナワクチンは、いずれも、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果があり、また、重症化を予防する効果も報告されています。海外だけでなく、実際に日本において感染が拡大した時期でも、若者の感染者の増加が確認されており、引き続き若者に対してもワクチンの接種をおすすめしています。

新型コロナワクチンの詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚労　コロナ　ワクチン　検索

事　務　連　絡
令和3年 10 月 22 日

各（都道府県／市 町 村／特 別 区）衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの有効期限について、下記のとおり御連絡いたします。

各都道府県及び市町村（特別区を含む。）におかれましては、本事務連絡に基づいてワクチンの有効期限を取り扱っていただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

なお、下記の取扱いについては、添付文書上の保存方法を遵守したワクチンに適用されるものであり、本取扱いを踏まえつつ、保存方法についても適切にお取りはからいいただくようお願いいたします。

記

1 ファイザー社ワクチンの有効期限について

(1)有効期限の変更について

ファイザー社ワクチンについては、令和3年（2021年）9月10日に-90℃～-60℃での有効期間が6か月から9か月に延長されました。

他方、有効期間が6か月であるという前提で有効期限（最終有効年月日）が印字されているバイアルも、現在、流通し、使用されているところです。

新型コロナワクチンは、貴重なワクチンであり、これを無駄にせず、有効に活用する観点から、このようなバイアルについては、有効期間が9か月まであるバイアルとして取り扱って差しつかえないこととしたため、次の取扱いをお願いします。

(2)見分け方及び取扱いについて

有効期限が令和4年(2022 年)2月末まで又はそれ以前となっているバイアルについては、有効期間が6か月であるという前提で印字されているものですので、新しい有効期限は印字されている有効期限より3か月長いものとして取り扱うよう、お願いいたします(別添1)。

また、被接種者に渡される接種済証に貼用するワクチンシールには、バイアルに印字されたものと同じ有効期限が記載されているため、被接種者に対して有効期限切れのワクチンを接種された等の不安を与えることがないよう、適切に情報提供していただくようにお願いいたします。

2 武田/モデルナ社ワクチンの有効期限について

(1)有効期限の変更について

武田/モデルナ社ワクチンについては、令和3年(2021年)7月16日に-20℃±5℃での有効期間が6か月から7か月に延長されました。

他方、有効期間が6か月であるという前提で有効期限が印字されているバイアルも、現在、流通し、使用されているところです。

新型コロナワクチンは、貴重なワクチンであり、これを無駄にせず、有効に活用する観点から、このようなバイアルについては、有効期間が7か月まであるバイアルとして取り扱って差しつかえないこととしたため、次の取扱いをお願いします。

(2)見分け方及び取扱いについて

有効期限が令和4年(2022 年)3月1日まで又はそれ以前となっているバイアルについては、有効期間が6か月であるという前提で印字されているものですので、新しい有効期限は印字されている有効期限より1か月長いものとして取り扱うよう、お願いいたします(別添2。ただし、ロットNo3004733 のバイアルは、有効期限は7か月で印字されています。印字されている有効期限(2022 年 1 月 22 日)に従って使用するようにご注意ください。)。

また、被接種者に渡される接種済証に貼用するワクチンシールについては、別添2に記載したバイアルのうち、ロットNo3002180 からロットNo3004230 までのバイアルのワクチンシールに、バイアルに印字されたものと同じ有効期限が記載されているところです。そのため、ワクチンシールに有効期限が印字されている場合には被接種者に対して有効期限切れのワクチンを接種された等の不安を与えることがないよう、適切に情報提供していただくようにお願いいたします。

3 有効期限の短いバイアルの優先使用について

新型コロナワクチンは、貴重なワクチンであり、これを無駄にせず、有効に活用する観点から、有効期限の短いバイアルから使用していただくよう改めてお願いいたします。

別添１

ファイザー社ワクチンの有効期限について

（令和３年10月22日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡　別添１）

ファイザー社ワクチンについては、令和3年（2021年）9月10日に-90℃～-60℃での有効期間が６か月から９か月に延長されました。

他方、有効期限が令和４年（2022年）２月末まで又はそれ以前となっているワクチンは、有効期間が６か月という前提で有効期限が印字されています。

これらのワクチンについては、貴重なワクチンを無駄にせず、有効に活用する観点から、下記の「接種に活用して差しつかえない期限」まで使用することが可能です。

※　なお、令和３年（2021年）10月22日時点での情報に基づいて記載していますが、今後輸入されるものについても、有効期限が令和４年（2022年）２月末まで又はそれ以前となっている場合は、有効期間が６か月という前提で印字されているものですので、新しい有効期限は印字されている有効期限より３か月長いものとして取り扱うよう、お願いいたします。

（令和３年10月22日時点）

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期限6か月のもの)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期限３か月延長後)
ET3674	2021/7/31	2021/10/31
ER9480	2021/7/31	2021/10/31
ET9096	2021/7/31	2021/10/31
EW4811	2021/7/31	2021/10/31
EX3617	2021/8/31	2021/11/30
EY2173	2021/8/31	2021/11/30
EY4834	2021/8/31	2021/11/30
EY0779	2021/8/31	2021/11/30
FA2453	2021/8/31	2021/11/30
EY5420	2021/8/31	2021/11/30
EX6564	2021/8/31	2021/11/30
FA5829	2021/8/31	2021/11/30
FA5715	2021/8/31	2021/11/30
FA4597	2021/8/31	2021/11/30
EY5422	2021/8/31	2021/11/30
EY5423	2021/8/31	2021/11/30
EY3860	2021/8/31	2021/11/30
FA7338	2021/9/30	2021/12/31
FA7812	2021/9/30	2021/12/31
FC3661	2021/9/30	2021/12/31
FA5765	2021/9/30	2021/12/31
FC8736	2021/9/30	2021/12/31
FC5947	2021/9/30	2021/12/31
FD0889	2021/9/30	2021/12/31
FC5295	2021/9/30	2021/12/31
EW0201	2021/9/30	2021/12/31
EW0203	2021/9/30	2021/12/31

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期限6か月のもの)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期限３か月延長後)
EW0207	2021/9/30	2021/12/31
EY0573	2021/9/30	2021/12/31
FC9880	2021/9/30	2021/12/31
FC9909	2021/9/30	2021/12/31
FC9873	2021/9/30	2021/12/31
EY0572	2021/10/31	2022/1/31
EY0583	2021/10/31	2022/1/31
FD0348	2021/10/31	2022/1/31
FF0843	2021/10/31	2022/1/31
FD1945	2021/10/31	2022/1/31
FF4204	2021/10/31	2022/1/31
FE8206	2021/10/31	2022/1/31
FD0349	2021/10/31	2022/1/31
FE8162	2021/11/30	2022/2/28
FF3622	2021/11/30	2022/2/28
FF2782	2021/11/30	2022/2/28
FF3620	2021/11/30	2022/2/28
FG0978	2021/11/30	2022/2/28
FF9942	2021/11/30	2022/2/28
FF5357	2021/11/30	2022/2/28
FF9944	2021/11/30	2022/2/28
FH0151	2021/12/31	2022/3/31
FF2018	2021/12/31	2022/3/31
FH3023	2021/12/31	2022/3/31
FJ5790	2021/12/31	2022/3/31
FJ7489	2022/1/31	2022/4/30
FJ1763	2022/1/31	2022/4/30
FK0108	2022/1/31	2022/4/30
FK8562	2022/1/31	2022/4/30
FK7441	2022/1/31	2022/4/30
FK6302	2022/1/31	2022/4/30
FL1839	2022/1/31	2022/4/30
FJ5929	2022/1/31	2022/4/30
FK0595	2022/2/28	2022/5/31
FL7646	2022/2/28	2022/5/31
FM3289	2022/2/28	2022/5/31

※有効期間の取扱いの情報については、以下の厚生労働省HPにも
掲載することとしていますので、ご参照ください。

厚生労働省HP 「接種についてのお知らせ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00218.html

(QRコード)

保政第１０１０－２号
令和３年１０月１３日

関係医療機関　各位

埼玉県保健医療部長　関本　建二
（　公　印　省　略　）

第２期埼玉県新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金の再周知について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第２期埼玉県新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金について、１０月３１日（日）をもって、請求受付期間が終了します。

つきましては、お早めに御請求の手続きをお願いいたします。

なお、行き違いで御請求いただいている場合は、御容赦ください。

記

１　請求受付期間

令和３年１０月３日（日）～令和３年１０月３１日（日）必着

２　請求方法

様式ファイル（下記HPからダウンロードできます。）を電子メールで送信してください。

【埼玉県新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金HP】

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/iryokikan.html

３　今後の予定

第３期（令和３年１０月３日から１２月４日接種分）についても本協力金が支給されますので、引き続きワクチン接種事業への御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○請求に関する御質問

担　当　埼玉県個別接種促進事業コールセンター

電　話　０５７０－２００－７４５

（土日祝日含む９：００～１８：００）

○本通知に関すること

担　当　埼玉県新型コロナウイルスワクチンチーム

接種調整担当

メール　a7500-07@pref.saitama.lg.jp

新型コロナワクチン接種経費について

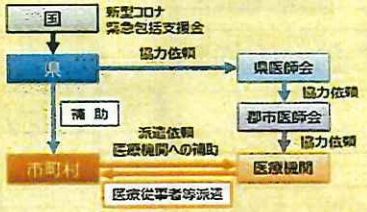
市町村に申請
・
市町村から交付

◎時間外・休日の接種に関する加算（適用期間 R3.4.1～）

①接種費用の上乗せ

	時間外	休 日
現 行	2,070円	2,070円
上乗せ後	**2,800円** （+730円）	**4,200円** （+2,130円）

②集団接種会場へ派遣した医療機関支援



上限額
（1人1時間あたり）
医 師 7,550円
看護師 2,760円

今回のお知らせはこちらの支援の件

県に申請
・
県から交付

◎個別接種の支援（適用期間 第1期:5/9～7/31 第2期:8/1～10/2 第3期:10/3～12/4）

①「診療所」の接種回数の底上げ

7月末までに**4週間以上**、下記の回数を接種した週について支援
- **週100回以上→2,000円/回**
- **週150回以上→3,000円/回**

②接種施設数の増加（診療所・病院共通）

1日あたり50回以上接種を行った場合に、1日当たり**10万円(定額)**を交付

③「病院」の接種体制強化

1日あたり**50回以上**の接種を**週1日以上、7月末までに4週間以上**行う場合に、集団接種会場への派遣と同様の支援
- **医 師 7,550円/人・時**
- **看護師 2,760円/人・時**

個別接種促進のための協力金スケジュール（予定）

補助対象期間	＜第1期＞ 5/9（日）～7/31（土） （12週間）	＜第2期＞ 8/1（日）～10/2（土） （9週間）	＜第3期＞ 10/3（日）～12/4（土） （9週間）
5月	5/9（日）～		
6月	6/18（金）**補正予算**の議決		
7月	7/13（火） 案内文の通知	7/9（金）**補正予算**の議決	
8月	**申請期間（8/1～8/31）** 審査		
9月	１０月中旬 支給決定メール	9月中旬 案内文の通知	
10月	10月末までに振込	**申請期間（10/3～10/31）** 審査	
11月	**第１期の申請期限（8/31）までに間に合わなかった分についても、第2期の申請期間中（10/1～10/31）に受け付けています。**	１２月中旬 支給決定メール	11月中旬 案内文の通知
12月		12月末までに振込	**申請期間（12/5～12/31）** 審査
1月			2月中旬 支給決定メール
2月			2月末までに振込

第2期分・第3期分の申請については、それぞれの申請期限までに申請をお願いいたします。

各補助対象期間における手続きは、1回の申請（請求書の提出）で協力金が支給されます。

新型コロナワクチンの追加接種（３回目接種）について

追加接種の概要（対応方針）

項　目	対応方針
追加接種の必要性	R3.9.17の厚生科学審議会ワクチン分科会において、国内外の感染動向やワクチンの効果の持続期間、科学的知見や諸外国の対応状況等に鑑み、**追加接種の必要がある**とされた。
接種の時期	２回接種完了から**概ね８か月以上経過後**とする
対象者	国の事務連絡では追加接種の対象は、更なる科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえ**追って示す**としながら、「2回目接種を受けた**全住民が対象となることを想定して準備**を進めておくことと」としている。
使用するワクチン	**1・2回目に用いたワクチンと同一のワクチンを用いることを基本**としつつ、さらなる科学的知見等を踏まえ、追って示すとしている。

対応スケジュール



○ 厚生科学審議会で、追加接種の必要性が示される(9/17)
○ 国から体制確保の事務連絡(9/22)

○ 市町村説明会(10/1)
○ 市町村においてワクチン接種数の把握
（医療機関ごとの接種数の確定）
○ 医療従事者等接種のＶＲＳ入力

順調に進んでおり、
10/26時点で
1回目　81.2%
2回目　79.3%
10月末までに完了見込

○ **接種券の発送（11月中旬）**
○ **ワクチン配送①(11/15週、22週)**
【12･1月接種分　埼玉県165箱】

追加接種の開始

○ ワクチン配送②
(12月～１月)
【２月以降接種分】

（医療従事者等）
R3.4月から2回目接種

（高齢者等）
R3.5月から２回目接種

新型コロナワクチン追加接種（医療従事者等向け）に用いるPPE配布について（案）

	郡市医師会名	医療従事者数 県への回答数	接種予定者数 2回目接種回数 （V－SYS）	サージカルマスク （スペース目安） 10万枚／坪	非滅菌手袋 （スペース目安） 6.5万枚／坪
	県全体	240,667	228,663	103,600	621,200
さいたま市４医師会		42,755	41,176	18,600	111,800
1	浦和医師会	16,293		7,100	42,600
3	大宮医師会	17,597		7,700	46,000
13	さいたま市与野医師会	6,297		2,700	16,500
27	岩槻医師会	2,568		1,100	6,700
2	川口市医師会	16,256	14,249	6,500	38,700
4	川越市医師会	14,462	13,531	6,100	36,800
5	熊谷市医師会	6,786	6,948	3,100	18,900
6	行田市医師会	2,558	2,366	1,100	6,400
7	所沢市医師会	13,430	14,581	6,600	39,600
8	蕨戸田市医師会	6,422	6,564	3,000	17,800
9	北足立郡市医師会	9,701	8,851	4,000	24,000
10	上尾市医師会	7,270	7,015	3,200	19,100
11	朝霞地区医師会	12,943	11,454	5,200	31,100
12	草加八潮医師会	7,029	6,847	3,100	18,600
14	入間地区医師会	10,629	9,178	4,200	24,900
15	飯能地区医師会	7,862	7,064	3,200	19,200
16	東入間医師会	8,247	7,801	3,500	21,200
17	坂戸鶴ヶ島医師会	4,413	4,561	2,100	12,400
18	狭山市医師会	7,077	6,033	2,700	16,400
19	比企医師会	6,749	7,189	3,300	19,500
20	秩父郡市医師会	2,755	2,954	1,300	8,000
21	本庄市児玉郡医師会	3,755	3,427	1,600	9,300
22	深谷寄居医師会	4,888	5,654	2,600	15,400
23	北埼玉医師会	3,356	3,396	1,500	9,200
24	南埼玉郡市医師会	10,420	10,093	4,600	27,400
25	越谷市医師会	12,413	10,767	4,900	29,300
26	春日部市医師会	9,474	7,566	3,400	20,600
28	北葛北部医師会	2,473	1,692	800	4,600
29	吉川松伏医師会	2,151	2,085	900	5,700
30	三郷市医師会	4,393	5,621	2,500	15,300